

宇都宮市監査委員告示第7号

地方自治法第242条第1項の規定により、令和8年5月26日に提出を受けた
住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、結果を次のとおり公
表する。

令和8年7月29日

宇都宮市監査委員 菊池 康夫

同 鈴木 公泉

同 金沢 力

同 黒子 英明

宇都宮市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和8年5月26日

3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨、措置請求、行為から1年以上経過した正当な理由及び個別外部監査を求める理由は、概ね次のとおりである。

(1) 主張要旨

- ・ 請求の対象となる執行機関・職員は、「宇都宮市教育委員会（以下、「市教委」という。）」「宇都宮市教育センター」「上記組織において、株式会社A（以下、「受託業者」という。）との契約締結、積算作業、支出負担行為の決裁及び受託業務の監督責任を有する一切の職員」である。
- ・ 本件請求の対象とする市教委が執行した一連の財務会計行為は、「学校ICT支援業務（令和3～7年度）」「端末修繕（令和4～7年度）」「「うつのみや学校マネジメントシステム」における「全体アンケート」集計処理業務（令和3～6年度）」であり、契約実態と仕様書規定の著しい乖離及び財務規則の潜脱が疑われる事案である。
- ・ 「学校ICT支援業務」については、市教委が受託業者の専門的履行能力及び管理体制の不備を看過し、請負契約の形式に反する労務提供実態（偽装請負の疑い）に対して継続して公金を支出し続けている疑いがある。また、客観的な積算根拠を精査しないまま特定の業者との契約を継続し、現場における契約違反の疑い（仕様書規定との乖離）や履行体制の形骸化を看過しながら公金を支出し続けている疑いがある。
- ・ 「端末修繕」については、客観的な市場価格や適正な調達ルートの検証を十分に履行せず、実質的な自社修理能力を持たない受託業者に対して過大な利益（不当な中間マージン）を継続的に供与し、かつ宇都宮市財務規則の趣旨を形骸化させて執行した疑いがある。
- ・ 「「うつのみや学校マネジメントシステム」における「全体アンケート」集計処理業務」については、客観的な積算根拠を精査しないまま、作業工程の大幅な減少やシステム環境の変化（Web化）を一切反映させず、受託業者に対して旧来の予算枠を漫然と維持し、積算の合理性を欠く支出と費用の重複計上を継続している疑いがある。
- ・ 宇都宮市は以上の財務会計上の行為により、「配置要員の形骸化・不当なコスト転嫁」「履行適格性の不足・市場相場との乖離・重複支出」「Web化未反映による過大支出」「拠点インフラの無償提供・競争排除分」という理由で、年間約6,300万円の過大支出（財務上の損害）が生じていると推認される。

(2) 措置請求

市教委に対し、「不当に支出された公金の返還及び損害賠償の請求」「受託業者に対する契約解除及び入札参加資格停止」「責任の所在の明確化及び関係職員の厳正な処分」「再発防止策の策定とガバナンスの刷新」の措置を講じるよう、勧告することを求める。

(3) 行為から１年以上経過した正当な理由

本請求において、対象となる財務会計上の行為の一部には、その発生から１年以上が経過しているものが含まれる。しかし、「客観的事実と異なる説明及び情報の不開示に伴う事実把握の困難」「開示公文書の膨大な分量及び専門的精査に不可欠であった合理的期間」「行政の是正機能への期待及び確認手続きに伴う待機期間の妥当性」「財務上の損害の継続性及び住民監査請求の目的（公共性）に基づく要請」により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号、以下「法」という。）第２４２条第２項ただし書に規定される「正当な理由」がある。

(4) 個別外部監査を求める理由

本件は、ＧＩＧＡスクール構想に伴う専門的な情報通信技術（ＩＣＴ）に係る役務契約の履行実態の解明など、極めて高度なＩＴ実務上の専門的知見が不可欠である。加えて、行政組織の内部機関である監査委員による通常の監査手続きのみでは、組織内における意思決定や通信記録の全容を客観的かつ厳格に検証することが困難となる懸念を拭い難い。したがって、外部監査人（公認会計士等）による個別外部監査契約に基づく監査の執行を強く求める。

4 請求書の要件審査

本件請求については、法第２４２条に規定する要件を具備しているものと認められたので、令和８年６月１１日に受理を決定した。

なお、本件請求には、当該行為から１年を経過したものが含まれており、それらの財務会計上の行為については、法第２４２条第２項ただし書の「正当な理由」の有無を判断する必要がある。このようなことから、本件請求を一旦受理し、監査を実施する中で、請求人の主張が「正当な理由」と認められるか判断することとした。

5 監査委員の除斥

法第１９９条の２に定める除斥事項に該当する者はいないことを確認した。

6 個別外部監査

本件請求について、個別外部監査契約に基づく監査が相当であるとは認められないため、監査委員による監査を行うこととした。理由は以下のとおりである。

- ・ 法第２５２条の２８の規定において、外部監査契約を締結できる者は、「弁護士」「公認会計士」「国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの」「税理士」と定められている。

請求人は、ＩＴ実務上の専門的知見が不可欠であることを理由に個別外部監査を求めているが、法において、外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であり、住民監査請求における監査は、請求の要旨に記された特定の財務会計上の行為に

ついて、違法・不当を判断することである。したがって、IT実務上の専門的知見を有することを条件として個別外部監査人と外部監査契約を締結することは、本制度に合致するものではない。

- ・ 請求人は、行政組織の内部機関である監査委員による通常の監査手続きのみでは、組織内における意思決定や通信記録の全容を客観的かつ厳格に検証することが困難と主張しているが、監査委員とは、法195条の規定により、普通地方公共団体に設置を義務付けられた、長の指揮監督を受けない独立した第三者機関である。またその職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って、監査等を実施することを責務とし、これを遵守している。したがって請求人の主張は、個別外部監査を行うことが特に妥当であるとは認められない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求において、請求人が主張する財務会計上の行為は、違法又は不当な行為であり、それによって市に損害が生じているか。また、1年を経過した財務会計上の行為に係る請求人の主張は、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」と認められるかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を教育委員会事務局学校教育課及び教育センターとした。

3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和8年7月3日に請求人から新たな証拠の提出を受け、同月7日に陳述を受けた。

4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、令和8年7月7日に学校教育課長及び教育センター所長から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述内容

陳述された内容は概ね次のとおりである。

- ・ 受託業者には、自社で端末修繕を行うための専門設備もなく、メーカー認定の修理資格者も1人もいない。回収した端末を、ただメーカーへ横流ししていただけである。「学校ICT支援業務」の仕様書においても、受託業者は単に端末を右から左に流すだけの、窓口輸送業務の会社であると示している。
- ・ 横流しにするだけの窓口業務であれば、その経費は、「学校ICT支援業務」の仕様書に沿って、年間約1億5000万円の契約金額の中に輸送費が内包されているはずであるが、市教委が作成した決裁書を見ると、運送委託ではなく、物品修繕という偽装科目の別の契約を上乗せし、過大な公金を二重に支払っている。
- ・ 受託業者は、修理もしないにも関わらず部品費を受け取り、自社のマージンを中間搾取し、残りをメーカーに渡していた。このように考えなければ理屈が合わない。中間搾取と公金二重取りの構造である。

- ・ 開示されたほぼ全ての端末修繕契約において、執行伺書の予定金額と、それより後の日付で提出された受託業者の正式な見積書が完全に一致している。これは無契約状態での違法な先行発注であり、業者と裏で金額を合わせていたという官製談合と虚偽決裁の動かぬ証拠である。
- ・ 全く同じ修繕内容、同じ金額で、複数の端末修繕が同日発注されている。競争入札に付さなければならない案件を同日にあえて分割して発注する、法及び財務規則が厳格に禁止している、分割発注の違反行為である。
- ・ 官製談合の疑いは「学校 I C T 支援業務」でも行われている。令和 5 年度の随意契約の落札額と令和 6 年度の指名競争入札の落札額の差額は 9 9 万 9 9 0 0 円である。前年度の落札額から、マイナス 1 0 0 万円の予定価格をしていた業者がぴったりだと怪しまれるから、1 0 0 円だけ上げた金額で入札したのではないか。
- ・ 令和 7 年 3 月の受託業者の定例会において、受託業者の職員が、次年度の契約がまだ確定していないのに、5 月の人事体制を話すことへの違和感を口にしていった。実際にこの年の契約が結ばれたのは 3 月 1 7 日である。このような偶然が官製談合無しに起こり得るのか。
- ・ 「学校 I C T 支援業務」は「請負契約」という体裁をとっているが、各学校に受託業者の管理責任者はただの 1 名も存在しないことは、完全な偽装請負状態である。さらに、受託業者は本来自前で用意すべき事務所の家賃、光熱費、通信環境など一切負担せず、学校の拠点インフラやロッカーを全て無償提供されていた。契約書の中に施設利用料や機材のリース代を支払う規定が書かれていないこと自体が、公的な無償提供の動かぬ証拠である。仕様書で配置が必須とされている管理責任者 1 名、I C T 技術専門員 3 名の高度専門職が現場に姿を現したことは、ただの一度もなく、完全に実態のない幽霊社員である。
- ・ 市教委が偽装請負をせずに適切に雇用するためには、現場の支援員を市が直接雇用して先生が適法に直接指示を出せる環境を作る。その上で、支援員への高度な技術研修やトラブル対応など、専門的な部分だけ実績のある I T 企業に外注すればよかった。
- ・ 令和 8 年 6 月 1 1 日、労働局は、偽装請負の容疑で、委託業者である市教委、受託業者、そして株式会社 B（以下、「派遣会社」という。）という異例の 3 社を対象にした、全容調査に着手した。
- ・ 最初から入札の資格もない受託業者、矛盾を含んだ仕様書、自浄作用がないばかりか、虚偽を並べ続ける教育行政。明らかな不作為と意図的な背任行為の数々によって、不当に支出された公金の全額返還、並びに受託業者に対する入札参加資格停止及び契約解除の勧告を強く求める。

2 監査対象部局の陳述内容

監査対象部局の陳述は、以下のとおりである。

(1) 学校 I C T 支援業務

ア 契約・管理体制について

「学校 I C T 支援業務」委託について、本業務は、G I G A スクール構想の推進に伴い、学校の I C T 環境を有効に活用し、児童生徒及び教職員が様々な学習や教育活動に円滑に取り組むことができるよう、令和 3 年度から開始した

ものである。契約及び管理体制については、本市各規定のほか、契約運用要領に基づき適正に契約を締結している。本契約の選定、執行に当たっては、市教委内の複数部署でチェックを実施しており、恣意的な事前同意が介入できない仕組みを構築している。

イ ICT支援員の管理について

ICT支援員の管理を含む指揮命令については、受託業者の管理責任者が学校や教育センターとの窓口を一元的に担っており、各学校がICT支援員に対して直接指示を行うことはできない仕組みとなっている。基本的には、本市が受託業者に指示している仕様書に記載の業務の中で、ICT支援員が業務を行っている。予期せぬ突発的な欠席等の際にも、受託業者側で代替要員の派遣等の調整を行う体制が確立されており、請負契約の形式に反する労務提供には当たらないと考える。

ウ 報告及び指導体制について

ICT支援員の勤務実績は定期的に教育センターへ報告されており、仕様書に記載した履行体制及び運用が、形骸化している事実はない。

学校教育法（昭和22年法律第26号）に則り、授業は教諭が主たる指導者として行うものであり、ICT支援員が教諭の授業計画によらず主導することはない。このように、仕様書から逸脱した運用はなく、適正に執行されているものと認識している。

(2) 端末修繕

ア 契約・調達手続について

本市における契約調達手続きにおいては、事前に市場価格を調査し、法令や予算との整合性を、執行向により確認した上で執行している。契約金額には、部品代、作業料、初期設定等の諸経費が全て含まれており、請求人が主張するような過大支出という事実はない。

受託業者が提示した端末修繕価格は、製造メーカーが提示する修繕価格や、民間の修繕専門店の相場と比較しても、同等以下に低く抑えられており、本市の契約価格は適正であると考ええる。

同一の故障箇所に対する一律の価格設定は、使用部品及び標準作業工数が均一であることから、当然の合理性を持つものである。本業務は個別の端末の状態に応じた技術者による技術的労務の対価であり、台数増によるスケールメリットが働きにくい性質を有している。

業務完了後には検収をもって確認した上で支出を確定させており、不適切な第三者委託の事実は存在しない。

イ 発注頻度及び管理運用について

学校現場で都度発生する故障に対し、随時かつ迅速に回収、発注を行うための適正な手続きを経て処理をしている。

次期端末更新方針の検討などに伴う修繕時期の判断についても、学校に配備済みの予備機等を有効に活用し、児童生徒の利用に支障が生じないよう配慮しつつ、費用対効果の観点から最適となるタイミングで実施したものであり、随意契約の理由書に記載された選定理由としての合理性を欠くものではない。

(3) うつのみや学校マネジメントシステム（全体アンケート集計処理業務）

本業務は単年度契約であり、積算の参考に事業者から見積書を徴取し、それに基づき、労務費等を積算している。実際の契約金額は、入札の結果として、受託業者が落札した金額である。

本事業は、アンケートのWeb化を進めたことにより、過去の運用と比較して大幅なコスト削減を図っている。積算に当たっては、Webと紙の両手法の実施想定に基づき適正に行っており、学校側で印刷を行う用紙の費用や、Web化によって削減された手入力、人件費などを重複して計上している事実はないため合理性を欠く支出ではないと考える。

(4) 総括

いずれの業務においても、市教委は法令及び関係規則に則り、予算を適正かつ効果的に執行している。

3 財務会計上の行為から1年以上経過した正当な理由の検討

法第242条第2項ただし書の「正当な理由」について、東京高等裁判所は、以下のとおり判示している。

- ・ 「情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、実施機関は、非開示事由に該当しない限り、当該公文書を開示すべきものであるから、当該公文書に財務会計上の行為の内容が記載されており、これに関係法令や条件を適用することにより当該行為の適否を知ることが可能となる場合は、当該公文書が開示されると、住民は、監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができるものと考えられる。そうすると、当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままである場合には相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当である（東京高等裁判所平成19年2月14日判決）」

このことから、財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度により公開可能な状態となった場合には、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である。

そこで、本件請求についてみると、本件財務会計上の行為があった日以降、情報公開制度により、当該行為の存在及び内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたものと解する。そして本件請求の一部は、本件財務会計上の行為を知ることができたと解される時から1年以上経過してなされたものであることから、相当な期間内に監査請求がなされたということはできない。よって、本件請求の一部は「正当な理由」がなく請求期限を経過してなされたものであり、請求期間の要件に適合しない。

また、最高裁判所においては、以下のとおり判示している。

- ・ 「当該行為が秘密裡にされた場合、同項但書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかにか

よって判断すべきものといわなければならない（最高裁判所昭和63年4月22日判決）」

- ・ 「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、【要旨】そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度（監査請求をするに足りる程度）に当該行為の存在及び内容を知ることができたときと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁判所平成14年9月12日判決）」また、相当な期間について、同判決によれば、一般住民において相当の注意力をもって調査すれば監査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知ることができたというべき日（12月13日）から監査請求のあった日（翌年3月7日）までの期間（84日間）は、相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとしている。

このことから、請求人が監査対象部局から公開資料を入手した令和7年7月30日を、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた時であると解したとしても、令和8年5月26日の本件請求書の提出まで299日（約10か月）もの期間が経過しており、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたとはいえない。

さらに、広島地方裁判所は、以下のとおり判示している。

- ・ 「当該行為がきわめて秘密裡に行われ1年を経過した後、初めて明るみに出たような場合や天災地変等による交通杜絶により請求期間を徒過したような場合で、1年を経過したものについて特に請求を認めなければ著しく正義に反すると考えられる場合のみ、同項但書にいう「正当な理由のあるとき」に該当するものと解すべきである（広島地方裁判所昭和56年9月30日判決）」

これら4つの判例が示すところによれば、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」とは、「当該行為がきわめて秘密裡に行われ1年を経過した後、初めて明るみに出たような場合」「天災地変等による交通杜絶により請求期間を徒過したような場合」「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合」である。

このことから、請求人が主張する「客観的事実と異なる説明及び情報の不開示に伴う事実把握の困難」「開示公文書の膨大な分量及び専門的精査に不可欠であった合理的期間」「行政の是正機能への期待及び確認手続きに伴う待機期間の妥当性」「財務上の損害の継続性及び住民監査請求の目的（公共性）に基づく要請」という理由は、いずれも財務会計上の行為から1年以上経過した「正当な理由」であるとはいえない。

4 財務会計上の行為から1年以上経過した正当な理由に係る監査委員の判断

「3 財務会計上の行為から1年以上経過した正当な理由の検討」により、本件請求が提出された令和8年5月26日時点において、請求人が主張する財務会計上の行為のあった日又は終わった日から、1年を経過していない財務会計上の行為である

「令和7年度学校ICT支援業務」に係る契約の履行及び公金の支出について監査を実施することとし、本件請求に係る当該業務以外の財務会計上の行為については、却下とする。

5 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、「令和7年度学校ICT支援業務（以下、「本件業務」という。）」について、次の事実を確認した。

(1) 学校ICT支援業務の概要

ア 業務の目的について

児童生徒の情報活用能力の育成と、個別最適化された学びの実現を図る「GIGAスクール構想」を推進するため、ICT機器を活用した授業支援や校務支援、研修、端末や通信ネットワークの保守運用管理などを行うICT支援員を学校に配置するなどにより、同構想の推進体制を整備するものである。

イ 業務体制について

市内の地域学校園ごとに1名の「ICT支援員」合計25名、デジタル適応支援教室等に対応する「デジタル適応支援教室等ICT支援員」1名、ICTに係る高度な技術を要する課題等に対応する「ICT技術専門員」3名以上、ICT支援員等を管理監督し、本委託業務全体を統括する「管理責任者」1名を配置するとともに、端末の不具合やサービス内容に関する学校からの問い合わせに対応するための専用のコールセンターを開設・運営し業務を遂行する。

ウ 業務内容について

「ICT支援員」「ICT技術専門員」「管理責任者」における業務内容は、以下の通りである。

(ア) ICT支援員

① 授業支援

- ・ 授業開始前のICT機器の設定準備や動作確認、設置、授業終了後の後片付け、トラブルへの対応など授業準備支援を行うこと。
- ・ 授業計画、授業で使用するワークシート、教材、操作説明書、掲示物等の作成支援を行うこと。
- ・ 児童生徒及び教職員が、端末やソフトウェアを積極的かつ効果的に活用できるよう授業支援を行うこと。
- ・ 授業中における児童生徒及び教職員のICT機器やソフトウェアなどの操作支援を行うこと。
- ・ プログラミング教育に関する授業支援を行うこと。
- ・ 教職員に、ICTを活用した教材、他校の実践事例の紹介や、ICTを活用した授業提案を行うこと。
- ・ 端末等の使用ルール、マニュアルなどを作成すること。
- ・ 児童生徒の情報モラルやICTリテラシー教育の提案、支援を行うこと。
- ・ 必要に応じてICTに係る授業風景の写真、ビデオ撮影を行うこと。
- ・ 動画配信等に係る技術的な支援を行うこと。
- ・ 児童生徒が端末を持ち帰り、学習する際において、学校に操作や不具

合などの問合せがあった場合、業務時間の範囲内でその支援を行うこと。

- ・ その他、学校 I C T 支援の一環として、学校長が必要と認める業務を行うこと。

② 校務支援

- ・ 校務に係る I C T 機器や教材等の準備、操作支援、後片付けを行うこと。
- ・ 校務支援システムの運用支援を行うこと。ただし、成績情報などの個人情報を入力を伴う作業等は行わない。
- ・ グループウェアの運用支援を行うこと。
- ・ 学校セキュリティポリシーの運用支援を行うこと。
- ・ 学校ホームページの更新を支援すること。
- ・ 学校デジタル連絡ツールの運用支援を行うこと。
- ・ 各種の文書作成、データ処理、文書管理、印刷製本等の支援を行うこと。
- ・ その他、校務全般に係る I C T 機器等の管理支援及び活用支援を行うこと。

③ 研修実施・支援

- ・ I C T 機器の活用促進に向けたハードウェア・ソフトウェアの校内研修会の企画、準備（研修用教材の作成など）、実施における支援を行うこと。
- ・ 新学習指導要領に沿った、教職員を対象としたプログラミング研修を支援すること。
- ・ 教職員に対して、I C T 機器やソフトウェアの仕様、操作方法、模擬授業等の研修会を開催すること。
- ・ 宇都宮市教職員研修における I C T 関連研修会の支援を行うこと。
- ・ 研修の企画等については、市教委及び各学校と連携して企画運営を行うこと。

④ 障害・故障対応

- ・ I C T 機器（端末、校務用サーバ、インターネット等）に動作不具合・障害が発生した場合の対応及び事象の切り分け支援を行うこと。また、原因が判明している簡易な I C T 機器の不具合に対応すること。
- ・ O S やアプリケーションの不具合への対応を行うこと。
- ・ その場で対応が不可能な場合や、管理者権限が必要となる内容等で保守事業者やシステム構築事業者等による対応が必要な場合は、教職員に代わり事業者に対し状況を報告するなど、円滑に対応が進むよう支援を行うこと。
- ・ 端末に故障が発生し、受託者の事務所で確認・設定作業等を実施する場合、各学校と事務所間の端末の運搬を行うこと。

⑤ 環境整備・維持・情報機器のメンテナンス

- ・ Google workspace for Education にて利用するアカウントの設定や児童生徒の個人情報の設定・登録、ソフトウェア（アプリ）のインス

ツール、アップデート作業など、学校 I C T 機器（1 人 1 台端末及び周辺機器）を活用するための設定や運用支援を行うこと。

- ・ Google のアカウント及びサービスについて、児童生徒のアカウントの作成、管理、年次更新等の作業を行うこと。
- ・ Google やアプリケーションの管理については、必要に応じて I C T 技術専門員と連携して行うこと。
- ・ 授業や研修等で使う I C T 機器の定期点検や簡単な清掃など、メンテナンスを行うこと。
- ・ 端末等の I C T 機器の利活用度合いが把握できるよう、支援回数・支援内容（授業支援・研修・環境整備等）、教科別授業支援回数などの、必要な基礎データの情報収集・統計分析を行うこと。
- ・ 障害対応時などにおいて、機器の保守事業者等の関係者との連絡調整を行うこと。

⑥ 報告書の提出

- ・ I C T 支援員は、毎月、当該月の実施報告書（月例報告書）を、翌月 10 日までに管理責任者に提出すること。実施報告書は、管理責任者を介して市教委に提出すること。
- ・ 実施報告書は、当該実施月の学校 I C T 支援業務を行った日時・対象クラス、所要時間、支援場所、支援内容等を記載のうえ、提出すること。

(イ) I C T 技術専門員

- ・ I C T 支援員が対応困難な難易度や緊急性の高いトラブルに対応すること。
- ・ A I ドリルなどのアプリケーションの設定や運用管理を行うこと。
- ・ W e b フィルタリングの設定や運用管理を行うこと。
- ・ 通年における転入転出時や年度末の進級等に伴う 1 人 1 台端末で利用している Google などのアプリケーションに対するアカウントに係る処理（進級や追加削除など）や再設定を行うこと。必要に応じて I C T 支援員へ指示、連携して業務を行うこと。
- ・ アプリケーション等について、運用支援及びアカウント管理を行うこと。このほか、新たなアプリケーションの導入等がある場合も同様に必要な支援を行うこと。
- ・ 1 人 1 台端末の故障や不具合が発生した場合の原因を確認し、軽微な場合はその修繕を行うこと。メーカーへの修理等が必要な場合、I C T 支援員と連携し、端末を回収し、市教委からの指示により、メーカーへの依頼、修理端末の受取・再設定及び学校への再配備を行うこと。
- ・ I C T 支援員と連携し、年度末に中学校 3 年生が卒業した後、卒業生分の 1 人 1 台端末を回収し、動作確認及び再設定をしたうえで、小学校に再配備すること。
- ・ 1 人 1 台端末の管理は、市教委、教育センター、各学校、受託者間にて W e b 上で端末の状況を共有できる管理システムを用意し、市教委の指示のもと運用すること。

- ・ 学校からの1人1台端末の不具合やサービス内容に関する問合せに対応するための電話対応をすること。
- ・ 管理責任者等と連携し、ICT支援員のスキルアップのために必要な支援を行うこと。また、定例会において、ICT支援員のスキルアップのための研修を行うこと。
- ・ ICT支援員の技能のバラつきを解消するため、各ICT支援員に対して、年1回以上、学校現場の業務に立ち合い、力量に応じた指導・助言、フォローアップ研修等を行うこと。
- ・ 必要に応じ、市教委との打合せや会議等に参加すること。
- ・ ICT支援員の休暇・欠員等により、配置予定日に勤務が困難な場合、臨時的にICT支援員と同等の業務を担うこと。

(ウ) 管理責任者

① 本業務の全体管理

- ・ ICT支援員等が本委託業務を円滑に遂行できるよう、出退勤や健康管理、業務状況の把握、指示、指導、助言等を適切に行うとともに、緊急時に対応できる環境及び体制を整えること。また、ICT支援員等への指示命令を管理・徹底し、市教委及び各小中学校等からの問合せ窓口となること。
- ・ ICT支援員等の業務計画の作成を行い、業務履行状況を把握し、市教委に毎月報告すること。
- ・ ICT支援員の毎月の勤務状況について、配置された担当校ごとに訪問日や支援内容等をまとめた報告書を作成させ、とりまとめの上、翌月15日までに市教委に提出すること。
- ・ 市教委と緊密な連携のもと、ICT支援員に係る日程調整・管理、勤務状況・勤務態度の把握、指示・指導・助言・研修などを行うこと。

② ICT支援員に対する教育・研修

- ・ 学校ICT支援業務に係る質やサービスを維持・確保するため、ICT技術専門員や市教委と緊密に連携しながら、ICT支援員に対して業務遂行に必要な知識・技能等について研修を行うこと。
- ・ ICT支援員としての役割や、システムの構成、障害発生時の対応などを詳細に説明する事前研修を実施すること。特に、本市が導入する端末及び周辺機器、授業支援サービス・学習支援サービスに関する操作方法、学習に効果的な活用方法について十分な知識の取得に努めること。主な研修項目は以下のとおり。

○ 技術研修（ネットワーク知識等を含む。）

○ 学校や教職員の全般的状況、指導要領等の教育的知識に関する研修

○ 模擬授業実践（プログラミングやクラウドサービスの活用）を含む授業支援の研修

○ 著作権、個人情報、情報モラル・情報セキュリティに関する研修

○ 法令違反及び不正行為の禁上に関する研修

- ・ ICT支援員等とともに、学校ICT機器等の活用状況報告や情報交

換等を行う定例会を毎月、市教委と実施すること。

③ ICT支援員の交代対応

- ・ ICT支援員が「学校ICT支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」の「業務要件－資質・能力等」に記載する要件を著しく欠いており、市教委や学校長により本委託業務を遂行するうえで不適切であると認められた場合は、受託者が、当該ICT支援員に指導や養成を行うこと。2名応援体制によるOJTなどの指導や養成を行っても改善の見込みがない場合には、速やかにICT支援員を交代させること。
- ・ やむを得ない事情により、ICT支援員を交代する場合には、速やかに市教委に連絡するとともに、受託者において十分な引継ぎを行うこと。

(2) 偽装請負

ア 偽装請負について

いわゆる「偽装請負」とは、形式上は請負・委託として契約を締結しているものの、発注者側からの指揮命令等を受けて受託者の労働者が作業を行う形態となっており、その実態として労働者派遣となっているものをいい、主に発注者の事業場などに受託者の労働者が常駐している場合に多く発生している。

労働者が受託者に雇用されるものではなく、何らかの支配関係にある場合は職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条（労働者供給事業の禁止）に違反する。

イ 偽装請負の判断基準について

労働者派遣、請負のいずれに該当するかについては、契約形式でなく「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（昭和61年労働省告示第37号）」に基づき、労働者の就労の実態に即して判断される。

労働者派遣事業には該当せず、請負により行われる事業に該当すると判断されるためには、以下の基準を満たす必要がある。

(7) 自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

- ・ 業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
- ・ 労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
- ・ 企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

(イ) 請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。

- ・ 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ支弁すること。
- ・ 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
- ・ 単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

ウ 労働者派遣事業者等への指導・監督について

労働者派遣事業に係る指導及び助言等については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下、

「労働者派遣法」という。)第48条第1項において、「厚生労働大臣は、この法律(第3章第4節の規定を除く。第49条の3第1項、第50条及び第51条第1項において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる」とされている。また、労働者派遣法第50条により「厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させることができる」ことになっている。

偽装請負が疑われる事案に係る申告(相談・通報)窓口は、厚生労働省栃木労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室(以下、「栃木労働局」という。)となり、手続きの流れは以下の通りである。

- (ア) 労働者本人から「申告事案調書」により申告を受ける。
- (イ) 事実関係を精査し、調査手法等を検討する。
- (ウ) 対象事業所に連絡・通知し、立入調査・ヒアリングを実施する。
- (エ) 労働者派遣法違反が確認された場合、是正指導書により指導を行う。
- (オ) 申告者に調査結果(労働者派遣法違反の有無、改善の有無)を通知する。

なお、指定する期日までに改善されない場合は、改善命令や事業停止命令など、強制力のある行政処分がなされることがある。

エ 本件業務に係る偽装請負の疑義について

監査対象部局は、請求人の主張する偽装請負の疑義に対し、「各学校に対して、教師等はICT支援員に直接指示はできないと周知しており、仕様書で定めた業務の中で、「依頼」「相談」をしている」「依頼」「相談」は相手の任意の同意を前提として物事を願うする、又はお願いできるか確認することで、相手にはそれを受けるか断るかの拒否権がある」「本市の契約では指揮命令権は受託業者にあり、市教委は個別の作業指示や勤務管理を行わず、業務の完成を確認するのみである。受託業者は自らの責任で業務計画を策定し、人材派遣会社からの派遣人員も受託業者が指揮命令するものである」「法令を遵守した適正な契約運用を行っており偽装請負には該当しないと認識している」としている。

オ 本請求に係る調査状況について

請求人は、令和8年6月11日に、栃木労働局が労働者派遣法第5条に逸脱した職業安定法第44条違反の容疑で、市教委、受託業者、派遣会社の3者を対象とし、全容調査に着手した旨を陳述しているが、現時点において、栃木労働局から市教委への連絡・通知は来っていない。

(3) ICT技術専門員及び管理責任者

本件業務におけるICT技術専門員及び管理責任者については、仕様書における「7 業務体制 (2) 人員体制」の中で、「ICTに係る高度な技術を要する課題等に対応する「(3) ICT技術専門員」を3名以上配置すること」「ICT支援員等を管理監督し、本業務全体を統括する「(4) 管理責任者」を1名配置すること」とそれぞれ定めている。

また、ICT技術専門員及び管理責任者の配置場所については、仕様書における

「8 業務要件」の中で、ICT技術専門員は「受託者の事務所に常駐することを可とし、社内から支援員に対する助言サポートを行い、ICT支援員や学校からの問い合わせ等があった場合に、必要に応じて学校等に出向き、ICT支援員や教職員等を補助すること」と定められ、管理責任者は「受託者の事務所に常駐することを可とし、必要に応じて、ICT支援員等と連携して学校等に出向き、ICT支援員や教職員等に対して指導・助言・補助等を行うこと」と定められている。

監査対象部局は、仕様書「13 成果物等の提出」に記載のある「業務計画書（業務着手時、随時）」により、ICT技術専門員及び管理責任者の役職及び氏名を確認している。

(4) ICT支援員に対する教育・研修

本件業務におけるICT支援員に対する教育・研修については、仕様書「9 業務内容 (4)管理責任者」の中で、「管理責任者は、学校ICT支援業務に係る質やサービスを維持・確保するため、ICT技術専門員や教育委員会と緊密に連携しながら、ICT支援員に対して業務遂行に必要となる知識・技能等について研修を行うこと」と定めている。

監査対象部局は、研修の実施について受託業者から、「入社時に、ICT支援業務、自社の組織体制、学校現場の特性等、情報セキュリティ、ICT技術等に関する研修を行っており、その後、学校に行く際には他のICT支援員等が同行して、OJT等を行っている」との報告を受けている。

(5) ICT支援員の常駐配置

本件業務におけるICT支援員の常駐配置については、仕様書「7 業務体制 (2)人員体制」の中で、「宇都宮市内の地域学校園ごとに1名の「(1)ICT支援員」（合計25名）を常駐配置すること」と定めている。

また、仕様書における「9 業務内容 (1)ICT支援員 エ 障害・故障対応」の中で、「端末に故障が発生し、受託者の事務所で確認・設定作業等を実施する場合、各学校と事務所間の端末の運搬を行うこと」と定めている。

このことについて、監査対象部局は、端末の運搬業務については、仕様書に定められた業務の一環として行われるものであり、常駐配置と障害・故障対応における運搬業務は、仕様書上の整合性が適正に保たれていると認識している。

(6) 本件業務のインフラコスト

本件業務においては、仕様書「15 学校備品等の利用」の中で、「ICT支援員等は、業務遂行上に必要な学校備品（コピー機、プリンター、ロッカー等）を使用することができる」と定めている。

このことについて、監査対象部局は、本件業務の委託料の積算については、この仕様書「15 学校備品等の利用」に定められた経費は積算に含めていない。

(7) 再委託の取扱い

本市から電子情報処理の委託を受けた受託業者は、契約書、仕様書等に定める事項のほか、「情報処理業務委託に係る情報の保管管理等の特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）」の定める事項に従って契約を履行しなければならないが、本件業務についても、この特記仕様書の定めに従って契約を履行する必要がある。

受託業者の再委託については、特記仕様書における「6 再委託の取扱い」の中

で、「受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により宇都宮市に申し出て、宇都宮市の承諾を得なければならない」と定めている。

なお、監査対象部局は、本件業務の受託業者が、仕様書に定められた業務を遂行するに当たり、別途、派遣会社と労働者派遣契約を締結していることについて、令和7年4月にその事実を把握した。監査対象部局は、その契約形態は再委託にはあたらないことから、特記仕様書、法令及び本市各種規則に照らしても適正であると認識している。

(8) 本件業務における履行の確認

監査対象部局は、本件業務に係る契約が適切に履行されているかについては、仕様書「13 成果物等の提出」に記載のある「業務実施報告書（月次）」及び「業務完了報告書・一部業務完了報告書（年度末、月末）」によって、適宜確認を行っている。このほか、定期的に各小中学校に業務履行状況の調査を行っている。

(9) 本件業務における公金の支出

監査対象部局は、本件業務について、毎月委託料を支出している。

6 監査委員の判断

本件請求についての判断をするに当たっては、本件業務が、違法又は不当な契約の履行又は公金の支出により、市に損害を生じさせているかどうかという観点から監査を実施した。

(1) 契約の履行等について

- ・ 監査対象部局は、本件業務については、偽装請負に該当しないものと認識していると主張している。労働者派遣事業に係る指導及び助言等については、厚生労働大臣が必要な指導及び助言をすることができるものであり、本件請求において、偽装請負が疑われる事案に係る申告（相談・通報）窓口は、栃木労働局である。請求人は、栃木労働局が、市教委、受託業者、派遣会社の3者を対象とし、全容調査に着手した旨を陳述しているが、栃木労働局から市教委への連絡・通知は来ていない。このことから、請求人が主張する偽装請負の疑義に対する結果が出ているとはいえない。
- ・ 本件業務におけるICT技術専門員及び管理責任者については、監査対象部局が、受託業者から提出された「業務計画書」により、その役職及び氏名を確認していることが認められる。
- ・ 本件業務におけるICT支援員に対する教育・研修については、監査対象部局が、受託業者から「入社時に、ICT支援業務、自社の組織体制、学校現場の特性等、情報セキュリティ、ICT技術等に関する研修を行っており、その後、学校に行く際には他のICT支援員等が同行して、OJT等を行っている」との報告を受けており、教育・研修の実施が認められる。
- ・ 本件業務におけるICT支援員の常駐配置については、仕様書により定められており、同様に仕様書に定められた故障端末の運搬は、業務の一環であることから、常駐配置と障害・故障対応における運搬業務は、両立するものと認められる。なお、このことについては、監査対象部局も同様の認識である。
- ・ 本件業務においては、仕様書の中で、「ICT支援員等は、業務遂行上に必

要な学校備品（コピー機，プリンター，ロッカー等）を使用することができる」と定められており，ＩＣＴ支援員等がそれらの学校備品を使用することは，仕様書どおりであることを確認した。

- ・ 受託業者と派遣会社との契約形態が労働者派遣契約である以上，再委託であるとはいえない。
- ・ 法第２３４条の２において，契約の履行については，「政令の定めるところにより，契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と定められている。また地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１５において，監督については「立会い，指示その他の方法によって行わなければならない」，検査については「契約書，仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」と定められている。

本件業務について，受託業者は，月毎に「業務実施報告書」を提出し，業務概要や報告事項，相談事項についての報告を行っている。また，月末には「一部業務完了報告書」，年度末には「業務完了報告書」を提出し，業務の履行について報告している。本件業務において，仕様書に定められたこれらの報告書が未提出であった事実はなく，監査対象部局は適切な時期に受託業者からの報告を受けていたことが認められる。監査対象部局は，受託業者の報告に基づき，本件業務の履行について検査しているほか，定期的に学校に業務履行状況を調査し，仕様書に基づいた適切な履行を確認しており，適正に委託料を支出している。

(2) 結論

本件業務については，違法又は不当な契約の履行又は公金の支出であるとは認められない。したがって，それに伴う市の損害も発生しているとは認められないことから，請求人の主張には理由がなく，本件請求はこれを棄却するものとする。